

別冊

三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画  
第4次改定版

平成26年3月

三 重 県

## 目 次

I	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	計画における基本的な考え方・視点	3
5	計画の構成	4
6	計画の体系	5
7	DV被害者支援フローチャート	8
II	計画の内容	9
1	DVが「起こらない」社会	9
2	DV被害に「気づく」ことができる社会	12
3	DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会	15
4	DVに対して「多様な主体が取り組む」社会	22
III	計画の総合的な推進と進捗の評価	25

## I 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るために、配偶者からの暴力（DV※1）を防止し、被害者を保護するための施策を講じることが必要であるとして、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者暴力相談支援センター※2の設置や保護命令制度の創設により、被害者保護・支援の方策が定められました。

平成16年には、「DV防止法」が改正され、DVの定義の拡大（精神的暴力、性的暴力を追加）、保護命令制度の拡充（子どもへの接近禁止命令等）とともに、被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされ、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたことにより、三重県では、平成18年3月に「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、その推進に取り組んできました。

平成20年のDV防止法改正においては、保護命令制度の拡充（対象に生命又は身体に対する脅迫行為を追加、親族等への接近禁止命令の追加等）とともに、市町村における基本計画の策定努力、配偶者暴力相談支援センターの設置努力など住民に身近な市町村の取組の強化が示されました。

これを受けて、県では、それまでの取組状況や課題を整理するとともに、法改正の内容を踏まえ、平成21年3月に「県基本計画」を見直し、さらに計画が終了する平成23年には、「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定にあわせ、DV防止等についての若年層に対する対策強化など、取組項目の追加を行い、施策の推進に取り組んできたところです。

さらに、平成25年7月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とするという法改正が行われ、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

本県では、今回の法改正を踏まえ、DV被害の現状、これまでの取組の成果と課題を整理したうえで、県基本計画を見直し、より一層DVの防止及び被害者に対する支援の充実を図っていきます。

※1 DV：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略

一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力を指します。

DV防止法では、「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力を含む）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」としており、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする、と定義されています。

※2 配偶者暴力相談支援センター

：被害者の相談、保護、自立のために必要な情報提供、その他の援助を関係機関と連携して行う  
ところでは。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき、三重県のDV施策を着実に実施するため、関係機関と協働して取組を展開することができるよう、その方向性と目標を定めたものです。

また、「みえ県民力ビジョン」及び「第2次三重県男女共同参画基本計画」に示すめざすべき姿の実現に向けた計画として位置づけています。

「みえ県民力ビジョン・行動計画」

施策 212 男女共同参画の社会づくり

【県民の皆さんとめざす姿】

「県民一人ひとりが性別に関わらず、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、それぞれに多様な生き方が認められる社会が実現しています。そこでは男女が対等な立場で家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野における活動に積極的・主体的に参加し、共に責任を担っています。」

<基本事業 21202>

【主な取組内容】

DVを許さないという意識の浸透を図るとともに、相談や被害者の保護・支援体制の充実を図ります。

「第2次三重県男女共同参画基本計画」

V・II 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

【めざす姿】

「DVをはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が浸透しています。また、防止、相談、保護、支援体制が整備されています。」

## 3 計画期間

この計画の期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間とします。

#### 4 計画における基本的な考え方・視点

本計画の基本的な考え方・視点は、次のとおりです。

1. DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を持つとともに、DVの被害者に女性が多い背景には、社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があるという認識を持ち、この問題を単に被害者と加害者間の問題としてではなく、社会全体で受け止め、DVが起こらない社会の実現に向けて対応します。
2. DV被害の早期発見・早期対応により、「安全」「安心」の確保を図り、被害者自らの意思が尊重され、自立等に向けた適切な支援が受けられる環境を充実します。
3. DVと児童虐待との関連を重視し、被害者及び子どもの最善の利益のため、総合的な支援が適切に提供されるようにします。
4. 市町をはじめとする関係行政機関との連携を図りつつ、県がその担うべき役割をしっかりと果たすとともに、地域住民、団体と協働して取り組みます。
5. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の一層の推進を図るため、国の示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（平成25年12月26日一部改正）」を踏まえた上で、県の実情に即しつつ、市町における取組が促進されるよう、県の取組の方向性、その具体的な内容などをこの計画に記載します。

## 5 計画の構成

### (1) めざすべき社会像

基本的な考え方・視点を踏まえ、「県基本計画」がめざす姿を4つの社会像に分けて掲げています。

#### めざすべき社会像

- 1 DVが「起こらない」社会（未然防止対策）
- 2 DV被害に「気づく」ことができる社会（啓発対策）
- 3 DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会（支援体制構築対策）
- 4 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会（多様な主体との協働）

### (2) 現状及び課題及び具体的な取組

めざすべき社会像を実現するための課題を掲げ、さらに項目毎に現状及び課題を示しています。また、具体的な取組として、3年間で取り組むべき内容を示しています。

### (3) 数値目標

めざすべき社会像を実現するため、「県基本計画」の計画期間において達成すべき数値目標を「めざすべき社会像」ごとに掲げています。

主指標として、主に成果指標（施策、事業の実施により得られる成果、効果を示す指標）を掲げています。また、主指標の目標達成のため、事業指標（取り組む事業の内容及び事業量を示す指標）を副指標として示しています。

現状値については、平成25年度末で把握した数値（または25年度調査結果）を記載しています。

## 6 計画の体系

【めざすべき社会像】

【方向性】

【具体的な取組】

1 DVが「起こらない」社会

(1) DVをはじめとする暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進

- ① DVに関する周知・啓発等の実施
- ② 幼少時期からの人権教育及びあらゆる暴力を許さない意識の啓発
- ③ 若年層を対象とした「デートDV」に関する予防施策の推進

(2) 加害者にならないための取組研究

- ① 加害者にならないための取組の研究

2 DV被害に「気づく」ことができる社会

(1) 関係機関等による発見・通報のための環境づくり

- ① 医療、保健関係者による発見・通報のための環境づくり
- ② 児童相談窓口等による発見・通報のための環境づくり
- ③ 各種相談機関による発見・通報のための環境づくり
- ④ 福祉、教育等の関係機関による発見・通報のための環境づくり
- ⑤ 県民による発見・通報のための環境づくり

(2) DV被害者がDVに関する情報を十分に得られる社会環境づくり

- ① 被害者に対するDVに関する情報提供の充実

3 DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会

(1)総合的な調整機能の強化

- ① 配偶者暴力相談支援センターの充実強化

(2)相談体制の整備

- ① 相談しやすい環境の整備
- ② 県内相談体制の充実
- ③ 弁護士による専門相談の充実

(3)保護体制及び加害者対策の強化

- ① 迅速に保護を行える体制づくり
- ② 警察による被害者保護及び加害者への対応
- ③ 保護命令に対する適切な対応
- ④ 配偶者暴力相談支援センター等における安全の確保・充実

(4)自立支援のための体制づくり

- ① 被害者への心理的支援
- ② 被害者の置かれている状況に即した各種自立支援施策の適切な運用
- ③ 関係機関との連携による就業支援
- ④ 住居の確保
- ⑤ 市町におけるDV対応一元化の促進支援
- ⑥ 母子生活支援施設・婦人保護施設の機能の活用
- ⑦ 民間団体等による保護自立支援に向けた取組の促進

(5)子どもへの支援のための体制づくり

- ① DVの子どもに与える影響に関する理解促進
- ② 子どもへのケアにおける児童相談所との連携
- ③ 被害者に同伴する子どもへの支援の充実
- ④ 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実

(6)外国人、障がい者等への対応

- ① 啓発資料等の多言語化の実施
- ② 通訳体制の充実
- ③ 障がい者に配慮した情報提供の検討
- ④ 外国人・障がい者の状況に応じた安心安全の確保にかかる支援の充実

(7)関係機関・職務関係者への研修やサポート体制の充実

- ① 危機管理意識の向上及び二次的被害の防止に向けた支援者等に対する研修の充実
- ② 支援者に対する心理的サポート体制の整備



4 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

(1) 地域DV防止ネットワークの構築

- ① 広域的なDV対応・連携の促進
- ② 要保護児童対策協議会における子どもへの支援の充実（再掲）

(2) 保護自立支援における関係機関の連携強化

- ① 配偶者暴力相談支援センターにおける関係機関との連携強化
- ② 民間団体等による保護自立支援に向けた取組の促進（再掲）

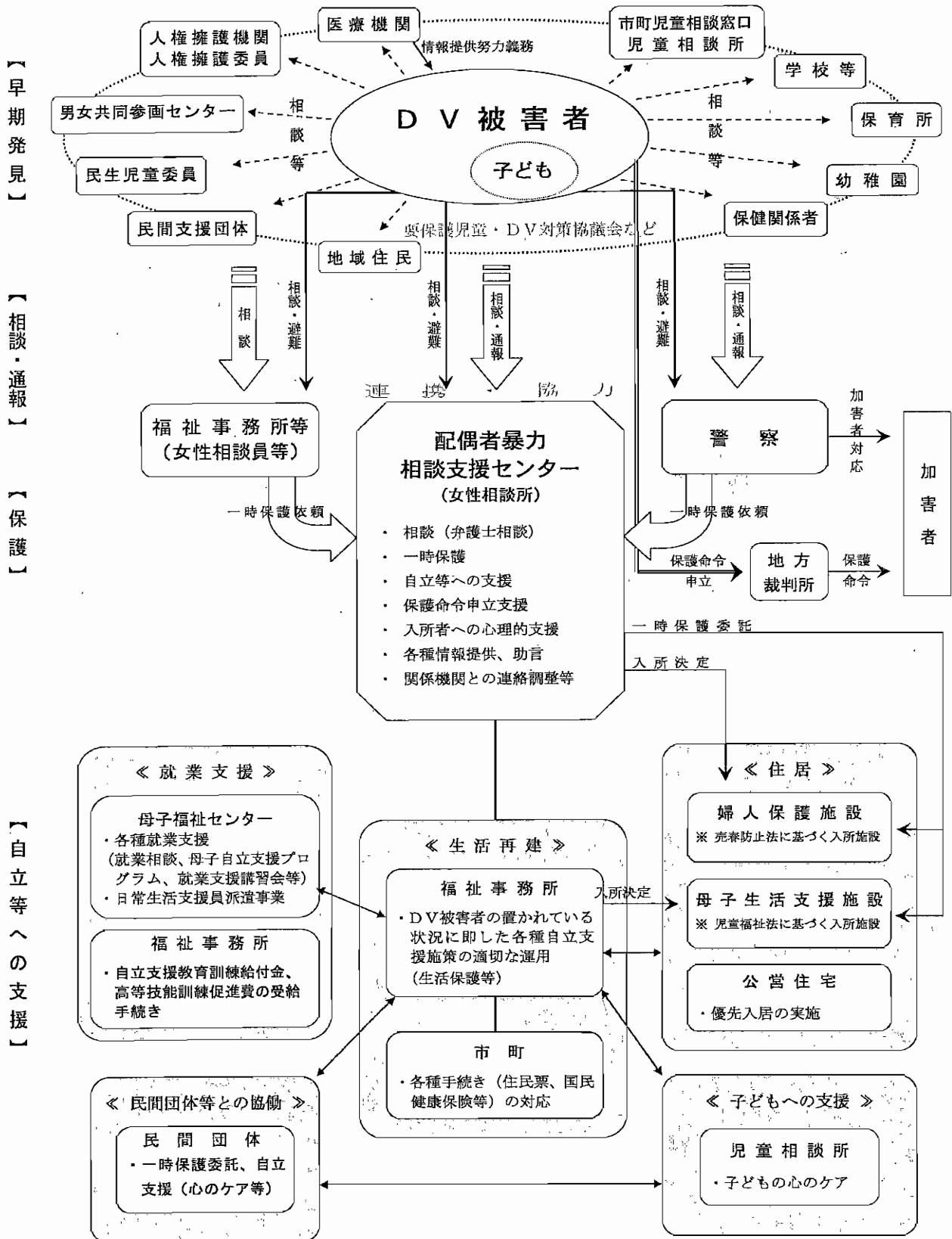
(3) 市町におけるDV対策の促進支援

- ① 市町基本計画の策定支援
- ② 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進

(4) 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

- ① 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

## 7 DV被害者支援フローチャート



## II 計画の内容

<めざすべき社会像>

### 1 DVが「起こらない」社会

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、力と支配の関係により起こり、優位な立場の人が、自分のもつ力を利用して、身体的な暴力だけではなく、様々な形の暴力により、弱い立場の人を支配し、人間としての尊厳を奪うものです。被害者の生命や身体に危害が及んだり、心身への有害な影響が及ぶことがあるにもかかわらず、外部から発見されにくいという特性があり、家庭内の問題と見なされる傾向があります。

被害者の大半は女性であり、その背景として、社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的問題、男性優位な社会となっていることなどが指摘されています。

DVが「起こらない」社会を構築していくためには、男女が性別に関わりなくお互いを尊重し、認めあって対等な立場で参画し、力によって相手を支配する人間関係をつくることのないよう、幼少時代からの家庭や地域、学校における取組などにより、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識を形成することが重要です。

さらに、県内の高校生や大学生を対象とした「デートDVに関するアンケート調査」(平成25年3月三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」実施)によると、交際経験のある女性の31.0%、男性の17.1%が、交際相手から身体的暴行等を受けたことがあったと回答しており、恋人など交際相手からふるわれる暴力(以下「デートDV」という。)防止及び将来のDVの防止のために、若年層に対する予防施策を推進することが必要です。

また、暴力をふるわないという意識啓発や相談対応など、加害者に対する積極的な取組の推進が求められています。

	目 標 項 目	25年度 目標	現状値	28年度 目標
主指標	DV防止法を知っている人の割合 (県民アンケート)	50% 24年調査	46.5% 24年調査	60%
副指標	「女性に対する暴力をなくす運動期間」※ 中に啓発を行う地域数	15か所	18か所	27か所
	学校に対しDV防止の啓発を行った回数 (累計)	—	39回	120回

※ 女性に対する暴力をなくす運動

: 内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日～25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づけ、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしています。

## **(1) DVをはじめとする暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進**

DVが「起こらない」社会を構築するには、DVをはじめ、あらゆる暴力を許さない社会を実現することが必要です。そのためには、DVの起こる背景や、DV防止法などについて周知・啓発を推進し、夫婦や恋人の間柄であっても、どんな場合でも暴力は許されないという社会的認識を浸透させることが不可欠です。

DVは個人的な問題のようにみえても、家庭や職場など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況や、過去からの女性差別の意識の残存に根ざした構造的問題が大きく関係していると言われています。DVが起こる要因や被害者に与える影響の深刻さを県民一人ひとりに考えていただき、DVを許さない社会意識を形成していくことが重要です。

また、現在の社会においては、児童等が家庭やテレビ等のマスメディアなどを通して、様々な暴力を目にし、暴力による解決法に抵抗を感じなくなってしまうことがあると懸念されています。このため、家庭・地域・学校において、幼少時期から個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育や、暴力によらない関係づくりの教育を推進する必要があります。

さらに、恋人など交際相手からふるわれる暴力「デートDV」が、若年層に起こっていることから、関係機関と連携しつつ、思春期からのDV防止や男女共同参画についての教育、啓発を推進し、若年層の暴力を防止することが重要です。

### 具体的な取組

#### ① DVに関する周知・啓発等の実施

- ・ ホームページや県広報等を積極的に活用した周知・啓発等の実施
- ・ 職場、地域の団体等におけるDVや男女共同参画に関する研修の支援
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動期間中において、県内各地域における啓発の実施

#### ② 幼少時期からの人権教育及びあらゆる暴力を許さない意識の啓発

- ・ 家庭、地域、学校における個人の尊厳や男女共同参画の視点に立った人権教育の推進
- ・ 児童虐待、いじめ、性犯罪などあらゆる暴力を許さない意識の啓発の実施

#### ③ 若年層を対象とした「デートDV」に関する予防施策の推進

- ・ デートDVに関する啓発等の推進

## (2) 加害者にならないための取組研究

DV加害者が再び暴力を起こさないための取組として、「加害者更生のための指導方法（以下「更生プログラム」という。）等を調査研究する。」とDV防止法にも規定されていますが、更生プログラムの有効性が未解明であり、DV被害者に対するリスクも高いことから、本格的な実施に至らず、国の基本方針においても継続して研究をしていくとしています。県においても、今後も引き続き国等における更生プログラムの調査研究状況の把握に努めます。

さらに、DVが起こらない社会の実現のために、初期の段階で加害者が、ジェンダーバイアス（社会的・文化的性差別あるいは性的偏見）やDV加害の重大さに気づくための取組についても研究をしていく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 加害者にならないための取組の研究

- ・暴力に依存しがちな人への対応など、未然防止の施策を研究
- ・加害者更生プログラムの調査研究状況の把握

## <めざすべき社会像>

### 2 DV被害に「気づく」ことができる社会

配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や男女共同参画センターなどの相談機関における配偶者等からの暴力に関する相談内容は、複雑かつ深刻化しています。

平成25年に実施した県民アンケート（eモニター）において、配偶者や恋人から暴力を受けた経験について、女性100人のうち22人が「何度もあった」又は「1・2度あった」と回答し、男性では、100人のうち10人が経験あると回答しています。

被害者は、社会的に作られた男女のあり方に縛られ相談できなかつたり、子どものことや経済的な理由から我慢を重ねたり、恐怖感・無力感により助けを求めることを諦めてしまう場合があります。加えて外部からも問題が見えにくいため、被害が深刻化していくケースが多々あります。このようなDVの特質を踏まえると、周囲の関係者がDV被害に「気づき」、被害者に相談支援窓口の情報を知らせること、及び被害者の意思を尊重しつつ、被害者支援窓口に通報することのできる環境を整備することが重要です。

また、被害者自身がDVについての理解や支援機関の情報を十分に得られるような社会環境を整備することが必要です。

	目 標 項 目	25年度 目標	現状値	28年度 目標
主指標	DV被害をうけた経験のある人のうち、どこ（だれ）かに相談したことがある人の割合（県民アンケート）	44.4% 24年調査	20.3% 25年調査	50% 28年調査
副指標	県ホームページや県広報、子育て情報誌への掲載等による情報発信の回数（年間）	—	6回	10回
	医療関係者や民生委員など、DV被害を発見する可能性のある関係機関への啓発活動（研修等の回数）	—	未実施	3回

#### (1) 関係機関等による発見・通報のための環境づくり

県民アンケートによると、DV被害について、被害者支援の相談機関をはじめ、家族、友人など「どこ（だれ）かに相談したことがある」と回答した人の割合は、女性で24%、男性で13%となっており、多くの被害者が自ら助けを求めることがほとんどできなかった状況が浮き彫りになっています。

しかし、被害者が暴力を受け、医療機関で治療を受けたり、子どもに関する相談を行う機関を利用した際に、対応を行った関係者がDVの被害者を発見し、気づくことがあると考えられます。そのような機会に、DVを発見しやすい立場にある関係機関がDV被害に気づき、被害者の意思を尊重しつつ被害者支援窓口

通報を行うことは、社会的な支援につなげるために非常に重要であり、発見・通報が適切に行われるよう関係機関に働きかけることが必要です。

医療関係者においては、DV防止法に通報の努力義務が明記されていることから、緊急性や心身の状況、被害者の意思に応じて、適切に対応することが求められます。また、子どもに関する相談に対応する機関においては、DVと児童虐待が密接に関連することを踏まえ、DVに関する視点を併せた相談対応を行うことにより、親のDV被害を早期に発見することが求められます。

### 具体的な取組

#### ① 医療・保健関係者による発見・通報のための環境づくり

- ・ 医療・保健関係者から適切な発見・通報が行われるための情報提供等

#### ② 児童相談窓口等による発見・通報のための環境づくり

- ・ 市町の児童相談窓口、児童相談所から適切な発見・通報が行われるための情報提供、研修
- ・ 要保護児童対策地域協議会における関係者からの情報提供や学習機会の確保

#### ③ 各種相談機関による発見・通報のための環境づくり

- ・ 「男女共同参画センター」や「女性の人権ホットライン」等の相談機関への相談から判明したDVを支援機関に通報し、適切に支援につなげるための情報提供等

#### ④ 福祉、教育等の関係機関による発見・通報のための環境づくり

- ・ 民生委員・児童委員等、地域住民から身近な相談を受ける立場にある支援者から適切な発見・通報が行われるための情報提供及び研修
- ・ 保育所、幼稚園、学校等の保育・教育関係者から適切な発見・通報が行われるための情報提供及び市町の研修促進

#### ⑤ 県民による発見・通報のための環境づくり

- ・ 被害者の家族、友人など、身近に相談を受ける機会のある方々から、適切な発見・通報が行われるための啓発

## (2) DV被害者がDVに関する情報を十分に得られる社会環境づくり

被害者自身が、DVについての概念や支援機関などの情報を得ることは非常に重要です。自らの状況がDVの渦中にあり、加害者が暴力をふるうのは「被害者自身に非があるからではなく、被害者を支配しコントロールするための手段として暴力をふるっている」というDVの概念を知ることや配偶者暴力相談支援センターをはじめとする被害者の支援機関や相談窓口の情報を得ることが、被害者自

身が社会に助けを求めるきっかけにつながるからです。

しかしながら、被害者はDVの特質から、社会から孤立していることが多いと想定されるため、被害者が自ら求めなくても、DVに関する情報が十分に得られるような社会環境をつくることが求められます。

また、交際相手や元交際相手からの暴力による重大事件が後をたたないという現状から、DV防止法の改正により保護支援の対象が「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者」に拡大されたことも、広く県民に周知していく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 被害者に対するDVに関する情報提供の充実

- ・ DV相談先カードの配布による相談・支援機関の周知
- ・ ホームページや県広報等を積極的に活用したDVに関する情報の提供
- ・ 福祉・学校関係者等に対する「デートDV」に関する啓発の実施



<めざすべき社会像>

### 3 DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会

DV被害は、社会的な理解が不十分であるため、まだまだ潜在化していると考えられます。逃げ出した時に安全に受け入れてもらえる場所があるかといった不安や逃げ出した後の生活を明確に描けないために逃げる決断ができないことも要因の一つであるため、DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会の構築が必要となります。

そのためには、被害者からの相談等に対し、迅速に保護を行い、安全を確保することが最も重要です。また、被害者が本来の自分の力を取り戻すための心の回復が必要であり、相談、保護、自立支援といった各段階において、常に被害者に、誰からも暴力を受けずに安心して生きる権利があることを伝え、被害者の自立等を支援していくことが求められています。

児童虐待防止法において、児童がDVを目にすることは心理的な児童虐待であると定義されています。家庭においてDVの環境にさらされている子どもは、深刻な影響を受けているにも関わらず、援助の手が差し伸べられにくいことを踏まえて、関係機関が連携して、子どもへの支援を充実していくことが必要です。

さらには、外国人、障がい者のほか、男性被害者やデートDVの被害者も少なくないことから、すべてのDV被害者が適切な支援を受けられるような環境を整えることも重要な課題です。

また、相談、保護、自立支援といった各段階においても、身近な行政機関として市町の役割は大きく、支援体制の整備や施策の充実に向け、市町の取組を支援していく必要があります。

	目 標 項 目	25 年度 目 標	現状値	28 年度 目 標
主指標	一時保護されたDV被害者が婦人保護施設等への入所や地域における自立生活につながった人の割合	—	80%	100%
副指標	配偶者暴力相談支援センターを設置する市町数	—	0	3市町
	女性（婦人）相談員及び警察職員に対する研修（教養）の実施回数	—	年6回	年9回

#### (1) 総合的な調整機能の強化

DV被害者の相談、保護、自立を支援していくためには、福祉、人権、警察、

司法、医療、教育等の様々な関係機関との連携・調整が必要となりますが、その中核的な役割を担うのが県女性相談所に設置する配偶者暴力相談支援センター（以下本項において「支援センター」という。）です。

平成20年の法改正により、市町も支援センターを設置するように努めるとなっており、県は、市町への支援センターの設置を支援するとともに、県支援センターと市町支援センターの役割分担を明確にし、県支援センターがDV被害者支援の中核として、処遇困難な事案への対応や専門的・広域的な対応を行うなど、総合的な調整機能を強化する必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 配偶者暴力相談支援センターの充実強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける市町に対するスーパーバイズ※や困難事例のコーディネートが行える体制整備
- ・ 市町及び県域を越えた広域的な連携を図る機能の充実強化

※ スーパーバイズ：高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うことです。

#### (2) 相談体制の整備

県民アンケートやデートDVに関するアンケートによると、DV被害について関係機関に相談をしたことのある人は、ほとんどなく、相談相手の多くは友人、知人、親などの近親者となっています。

三重県においては、配偶者暴力相談支援センターや県福祉事務所のほか県内13市においても女性相談員等が配置され、DV被害者からの相談対応をしていますが、その認知度も高くなく、さらなる周知を行うことが必要です。

また、夜間休日の相談窓口の充実、男性被害者からの専用相談窓口の設置や若者からのデートDV相談など、被害者が相談しやすいような工夫や環境整備が求められています。

さらに、配偶者暴力相談支援センターで実施している弁護士による専門相談についても、県内の複数個所で実施するなど、三重弁護士会等と連携して充実させていく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 相談しやすい環境の整備

- ・ 昼間相談できない被害者のための夜間における相談の実施
- ・ 休日における相談体制の検討
- ・ デートDV被害者が相談しやすい環境の検討
- ・ 男性被害者が相談しやすい環境の検討

#### ② 県内相談体制の充実

- ・全ての市の相談窓口への女性相談員等の設置要請
- ・配偶者暴力相談支援センター機能を含めた県内相談体制の検討

### ③ 弁護士による専門相談の充実

- ・配偶者暴力相談支援センター等における弁護士による専門相談の充実

## (3) 保護体制及び加害者対策の強化

DVが起こった場合の最重要課題は被害者の安全確保です。

被害者が加害者の元から逃げ出した際は、迅速に保護を行える体制を整備し、保護した被害者に安全で安心できる環境を提供することが重要です。併せて、執拗に被害者を探し回る加害者への対策を強化することも必要です。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいて、保護命令※制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関等への連絡等を行っていますが、法改正において、保護命令制度の拡充が図られており、さらに、一層の制度周知に努める必要があります。

- ※ 保護命令：配偶者等からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者等からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者等に対して発する命令です。
- (1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型。罰則としては「保護命令」に違反した者には1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が課せられることが規定されています。

### 具体的な取組

#### ① 迅速に保護を行える体制づくり

- ・迅速に保護を行うための、配偶者暴力相談支援センター、警察、福祉事務所等の連携の強化
- ・夜間緊急時の避難先確保のための関係機関との調整
- ・男性被害者の保護体制の検討

#### ② 警察による被害者保護及び加害者への対応

- ・被害者の意思を踏まえ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなどの措置の実施
- ・相談のあった被害者を福祉事務所等の女性相談員に確実につなげるなど、途切れない保護支援情報提供の徹底
- ・加害者及びその保護者からの相談対応や指導等、援助の実施

### ③ 保護命令に対する適切な対応

- ・被害者が速やかに安心して保護命令制度を利用できるよう情報提供及び助言
- ・保護命令発令時において適切な対応が行われるよう、学校・保育所等に対する指導、助言の実施

### ④ 配偶者暴力相談支援センターにおける安全の確保・充実

- ・配偶者暴力相談支援センターにおける警備体制の確保

## (4) 自立支援のための体制づくり

被害者が一旦身の安全を確保した後に、自立に向けた生活設計をする必要があります。実際に社会生活を営んでいくうえでは、住まいの問題や心理的回復をはじめとした様々な困難があるため、これらに対して適切な支援を行うことが重要です。

### 具体的な取組

#### ① 被害者への心理的支援

- ・女性相談所における被害者への心理療法等の実施
- ・居宅の被害者及びその子どもに対するメンタルケアの支援

#### ② 被害者の置かれている状況に即した各種自立支援施策の適切な運用

- ・生活保護制度や福祉貸付金等の各種自立支援施策のDV被害者の置かれている状況に即した適切な運用

#### ③ 関係機関との連携による就業支援

- ・被害者自立支援策として、ハローワーク、母子福祉センター等関係機関と連携した就業支援
- ・母子生活支援施設を退所する被害者の就職時における身元保証制度の普及

#### ④ 住居の確保

- ・公営住宅の優先入居制度の促進及び周知
- ・配偶者暴力相談支援センターにおける住宅の確保に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等の支援の実施
- ・母子生活支援施設を退所する被害者のアパート等の賃貸時における身元保証制度の普及

#### ⑤ 市町におけるDV対応一元化の促進支援

- ・市町において、DV被害者の自立支援が一元的に対応できる体制整備の促進支援

#### ⑥ 母子生活支援施設・婦人保護施設の機能の活用

- ・ 一時保護後の入所、自立等への支援
- ・ 母子生活支援施設の心理療法担当職員による支援

#### ⑦ 民間団体等による保護・自立支援に向けた取組の促進

- ・ 民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等各種民間団体と連携するための情報提供や研修等の実施
- ・ 民間団体との協働による被害者支援の実施

### (5) 子どもへの支援のための体制づくり

DVが子どもに与える影響は深刻です。DVを目のあたりにすることで、心理的に多大な影響を受け、子どもの健やかな成長を妨げると考えられています。DVが起こっている家庭の子どもは、心理的外傷を通して児童虐待を受けているという認識を浸透させるとともに、子どものこころのケアや一時保護された子どもに対する支援を充実させていくことが必要です。

#### 具体的な取組

##### ① DVが子どもに与える影響に関する理解促進

- ・ DVが子どもに多大な影響を与えることの理解促進のための周知啓発の実施

##### ② 子どもへのこころのケアにおける児童相談所との連携

- ・ 児童相談所との連携による子どもへのこころのケアの実施

##### ③ 被害者に同伴する子どもへの支援の充実

- ・ 同伴する子どもに対する児童指導員による保育、学習指導等の支援の充実
- ・ 個人情報保護、転校手続きなどの就学支援、安全確保についての各市町等教育委員会への周知

##### ④ 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実

- ・ 要保護児童対策地域協議会における子どもがいるDV家庭の把握、支援の実施

### (6) 外国人、障がい者等への対応

外国人、障がい者等の被害者にとっても、安全・安心が確保され適切な支援が受けられるよう、相談等がしやすい体制を整備する必要があります。

#### 具体的な取組

##### ① 啓発資料等の多言語化の実施

- ・相談窓口等の広報資料の多言語化の実施

## ② 通訳体制の充実

- ・外国人被害者に対し迅速に通訳者を確保できる体制の充実

## ③ 障がい者に配慮した情報提供の検討

- ・関係団体等と連携し、様々な障がい者に配慮した情報提供や手話通訳者による情報保障などを実施

## ④ 外国人、障がい者の状況に応じた安心安全の確保にかかる支援の充実

- ・生活習慣や障がいの状況に応じ、委託先における一時保護の実施

## (7) 関係機関、職務関係者への研修やサポートの充実

DV被害者は、加害者からの暴力という危険な状況の中で生活しており、DV対応は常に危険と隣り合わせといえます。

そのため、不適切な対応は、DV被害者に更なる暴力を受ける危険を生じさせる恐れがあることから、女性相談員等職務関係者は、これを回避するための危機管理意識を身につけることが重要で、その向上に向けた取組(研修)を充実強化する必要があります。

また、DVに対して一丸となって取り組むためには、関係機関・職務関係者の資質向上が必要不可欠です。DVに関する理解が不十分なまま被害者に対応すると、窓口での対応にて被害者をさらに傷つけるという二次被害※1が生じる恐れがあります。二次被害を防止するためにも、関係機関・職務関係者に対する研修を充実強化する必要があります。

さらに、被害者からの相談等に対して、直接支援する立場にある女性相談員等が、二次被害を与えることがないよう配慮した相談対応が実施できるよう、研修体制を充実するとともに、支援者自身が代理受傷※2を体験したり、バーンアウト※3(燃え尽き)状態に陥る可能性があるため、支援者自身の心理的サポート体制を整備することが必要です。

### 具体的な取組

#### ① 危機管理意識の向上及び二次的被害の防止に向けた支援者等に対する研修の充実

- ・女性相談員などの支援者や関係機関の職員に対する専門研修の実施

#### ② 支援者に対する心理的サポート体制の整備

- ・支援者に対するスーパーバイズ等の実施

- ※1 二次被害：相談機関等において、基本的な理解の不足や偏見により心ない対応を受けることで、再び傷つくことをいいます。
- ※2 代理受傷：被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥ることをいいます。
- ※3 バーンアウト：納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じることをいいます。

<めざすべき社会像>

#### 4 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

DVの未然防止や被害者保護、自立等の支援を行っていくうえでは、福祉、人権、警察、司法、医療、教育等の様々な関係機関が密接に連携・協働することが重要となります。また、民間団体等による被害者に対する様々な支援の提供も進んでおり、これらの団体等とも連携・協働し、DVに対して「多様な主体が取り組む」社会をめざします。

	目 標 項 目	25年度 目標	現状値	28年度 目標
主指標	市町基本計画を策定した市町数	5市町	10市町	15市町
副指標	県・地域DV防止会議開催数	年8回	年6回	年6回
	民間団体と県の協働による被害者支援の取組を利用した被害者数（延べ人数）	—	50人	150人

##### (1) 地域DV防止ネットワークの構築

地域における関係機関の連携を図るためには、市町行政機関、医療関係者、民生委員、警察署、教育機関、裁判所、人権擁護委員、福祉関係機関等からなるDV防止ネットワークをつくり情報共有や共通認識を持つことが重要です。

市町をまたぐ広域的なDV対応・連携については、配偶者からの暴力防止等連絡会議（県DV防止会議）及び県福祉事務所が所管する県地域DV防止会議において情報提供、意見交換等を行っており、目的、事案に応じて、機能的に各種のネットワークの活用をはかることが重要です。

また、市町に設置している要保護児童対策地域協議会における児童虐待被害とDV被害対策の連携がより一層進むよう市町への助言等を行い支援する必要があります。

##### 具体的な取組

###### ① 広域的なDV対応・連携の促進

- ・ 裁判所等の司法機関や医師会等を含めた関係機関で構成する県DV防止会議などを通じての一層の連携強化
- ・ 県地域DV防止会議の機能的な活用



## ② 要保護児童対策地域協議会における子どもへの支援の充実（再掲）

- ・ 要保護児童対策地域協議会における子どもがいるDV家庭の把握、支援の実施

## （２）保護自立支援における関係機関との連携強化

被害者の早期発見や初期相談、保護・自立支援などを適正に実施していくためには、関係機関が相互に連携を図りながら協力していくことが重要です。

国内では、被害者に対して、個人や民間団体が被害者の立場に立った支援を自主的に行っている事例が数多くあります。本県でもDV被害者支援を行っているNPO団体において、被害者の母子に対する心理回復プログラムの実施や自立に向けた同行支援などが実施されており、また民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会など各種民間団体において、被害者の立場にたった支援を行っています。

今後は、被害者に対する支援として、県の行うべき役割を明確にするとともに、被害者支援策の多様性を確保し、選択の幅を広げるためにも、民間団体等の自主性・自立性に配慮しつつ、民間団体が進めている被害者自助グループの活動などとの連携を充実させていく必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 配偶者暴力相談支援センター等における関係機関との連携強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける福祉事務所、警察、男女共同参画センター、母子生活支援施設、婦人保護施設、民間団体等との連携強化
- ・ 県福祉事務所における被害者支援に携わる市町実務担当者との連携強化

#### ② 民間団体等による保護自立支援に向けた取組の促進（再掲）

- ・ 民間団体等との協働による被害者支援の実施

## （３）市町におけるDV対策の促進支援

DV防止法では、市町村が被害者に最も身近な行政主体として、地域の実情にあわせ、切れ目のない支援を行うことが重要であるとして、法第2条の3第3項において、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の施策の実施に関する基本計画「市町村基本計画」を定めるよう努めなければならない。」、また、同法第3条第2項において、「市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。」と明記され、DV対策を行ううえで市町の役割はますます重要になってきます。

市町においては、保健・福祉等の相談現場等において被害者に気づくことが期待されるとともに、支援の過程において様々な手続き（住民票、国民健康保険、

保育・学校等)に関わり、細やかに対応することが望まれます。特に、住民基本台帳の閲覧制限など被害者の安全確保に十分配慮し、住民票に記載がなされていない場合にあっても、居住している市町において受けることができる支援などについての情報を関係部署が共有することが重要です。

県として、情報提供や研修等を実施するなどDV対策の充実が図られるよう市町を支援することが必要です。

#### 具体的な取組

##### ① 市町基本計画の策定支援

- ・市町における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施のため、市町基本計画の策定支援

##### ② 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進

- ・女性相談員等設置市に対する配偶者暴力相談支援センターの設置促進支援

#### (4) 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

被害者支援に携わる関係機関において、被害者から苦情の申出を受けたときは、誠実に苦情を受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望まれます。

また、関係機関において苦情処理制度が設けられている場合には、その制度に即して適切かつ迅速に処理を行うことが必要です。

#### 具体的な取組

##### ① 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

- ・関係機関における苦情の適切かつ迅速な処理の推進

### Ⅲ 計画の総合的な推進と進捗の評価

DVに対応するための県の施策は、複数の部局が担当しており、計画の遂行及び成果を上げるには、各部局の施策の総合的展開が重要です。また、当計画において、市町の実施の促進支援を行うこととしているため、計画策定部局である健康福祉部子ども・家庭局が中心となり、各部局の実施及び市町の実施の進捗状況を把握し、県基本計画の進捗管理を行うとともに、毎年度開催する外部の有識者・関係者による評価会議の内容を踏まえ、「計画→実行→評価→改善（PDCA）」といったプロセスにより、計画を着実に推進し、3年後の改定につなげていきます。

## 参 考 資 料

I	本県におけるDVの現状 .....	1
II	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 .....	6
III	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (概要) .....	21

## 本県におけるDVの現状

### 1 県内におけるDV相談等の現状

#### (1) DV相談受付件数

##### ① 県内各地域におけるDV相談

平成13年の法制定に伴い、平成14年4月、女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、DV防止法第3条3項における業務を開始しました。

現在、13市において、女性相談員等を配置したDV被害者相談窓口を設置しています。また、郡部及び女性相談員等未設置の市での相談については、県福祉事務所（北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所）で対応しています。

#### 【県内各地域におけるDV相談件数（平成24年度）】

（単位：人）

名称	H16	H19	H21	H24
女性相談所	706	362	395	378
桑名保健福祉事務所（北勢福祉事務所）	10	11	72	16
四日市保健福祉事務所	107	53	—	—
鈴鹿保健福祉事務所	13	—	—	—
松阪保健福祉事務所（多気福祉事務所）	21	27	8	15
伊勢保健福祉事務所（度会福祉事務所）	19	12	6	14
伊賀保健福祉事務所	7	—	—	—
尾鷲保健福祉事務所（紀北福祉事務所）	9	15	12	4
熊野保健福祉事務所（紀南福祉事務所）	14	5	10	6
県保健福祉事務所小計	200	123	108	55
桑名市	56	44	85	76
いなべ市	9	20	46	25
四日市市	55	62	363	129
鈴鹿市	26	34	39	52
亀山市	—	8	39	21
津市	40	54	47	36
松阪市	62	35	65	34
伊勢市	30	28	40	49
鳥羽市	—	—	5	10
志摩市	—	20	1	25
伊賀市	34	16	33	30
名張市	9	31	49	43
市小計	321	352	812	530
合計	1,227	837	1,315	963

※ 女性相談所及び県内の女性相談員等が受理した相談のうち、主訴が「夫等からの暴力」

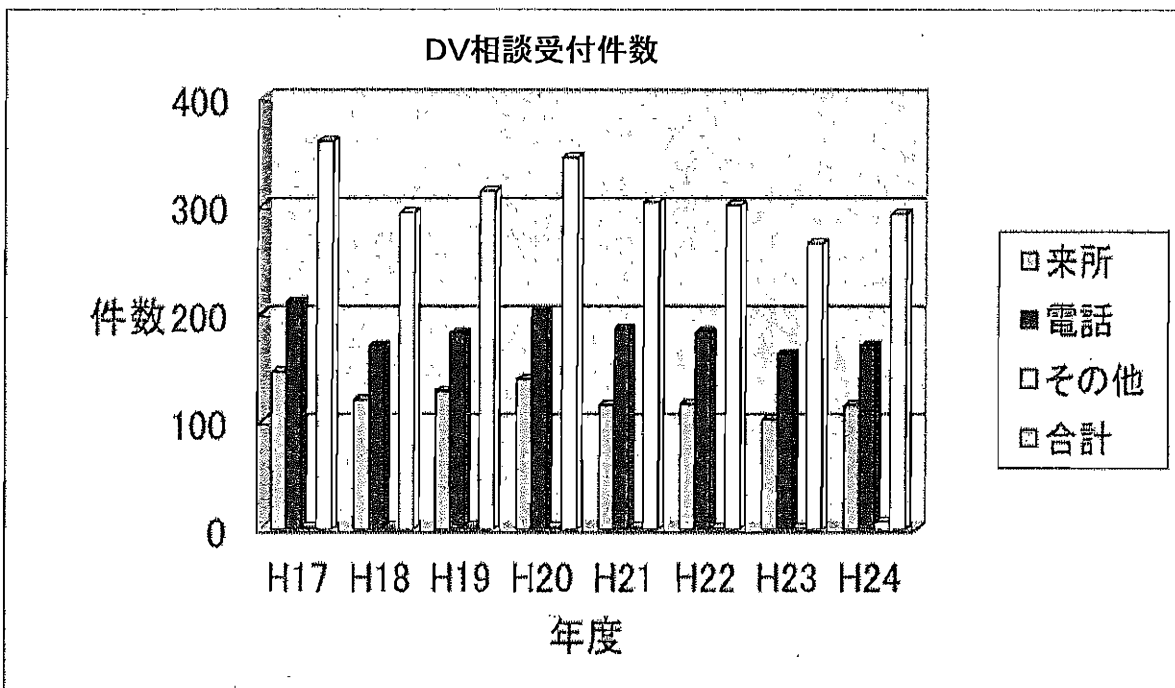
の相談件数。厚生労働省が示した基準の統計処理による。  
 ※ 県の名称は、平成 24 年度の組織名称による。

## ② 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談

本県では、女性相談所を「配偶者暴力相談支援センター」として位置づけ、DV相談や支援業務を実施しています。平成 14 年度に配偶者暴力相談支援センターを設置して以降、被害者本人からの相談は、平成 15 年度の 380 件をピークに約 300 件台で推移しています。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
来所	146	120	128	139	115	116	102	115
電話	211	170	182	203	186	183	162	170
その他	2	3	3	2	2	1	1	7
合計	359	293	313	344	303	300	265	292

※ 配偶者暴力相談支援センターにおいて受理した、主訴がDVもしくはDVを背景とする被害者本人からの相談件数。内閣府が示した基準の統計処理による。



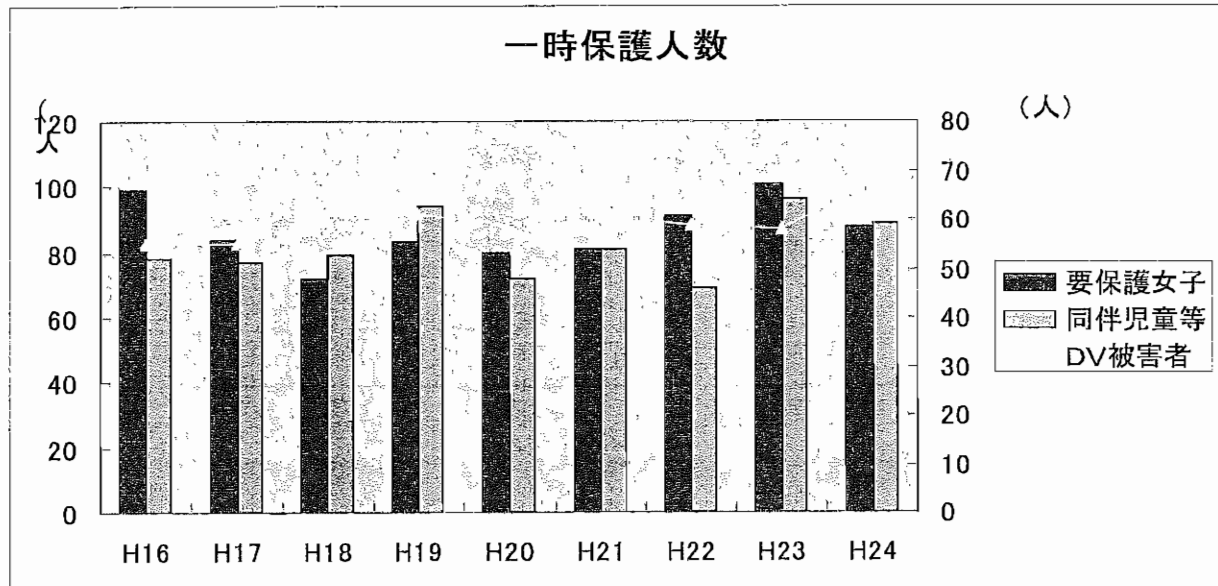
## (2) 一時保護人数等

### ① 一時保護人数

一時保護所への入所者は、毎年 90 人前後で推移しており、児童等を同伴するケースが多くなってきています。また、要保護女性のうち、DV被害による入所者数は毎年 50 人を超え、平成 18 年度以降は、平均して一時保護人数の 3/4 程度を占めています。

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
要保護女子	99	84	72	83	80	81	91	101	88
同伴児童等	78	77	79	94	72	81	69	96	89
DV被害者	55	55	60	61	59	61	59	58	67

※DV被害者の人数は、要保護女子の内数



## ② 相談経路別一時保護人数

一時保護に至る相談経路は、例年、福祉事務所からが一番多く、警察署、本人の順となっています。

(単位: 人)

	本人	警察	法務関係	他県婦人相談所	福祉事務所	社会福祉施設	縁故者親戚	その他	計
H17	8	25	0	0	49	1	0	0	84
H18	5	11	0	0	52	3	1	0	72
H19	5	29	0	0	46	2	0	1	83
H20	0	20	0	0	59	0	0	1	80
H21	5	21	0	0	55	0	0	0	81
H22	1	25	0	0	65	0	0	0	91
H23	2	20	0	0	79	0	0	0	101
H24	1	30	0	0	57	0	0	0	88

## ③ 外国人女性の一時保護人数

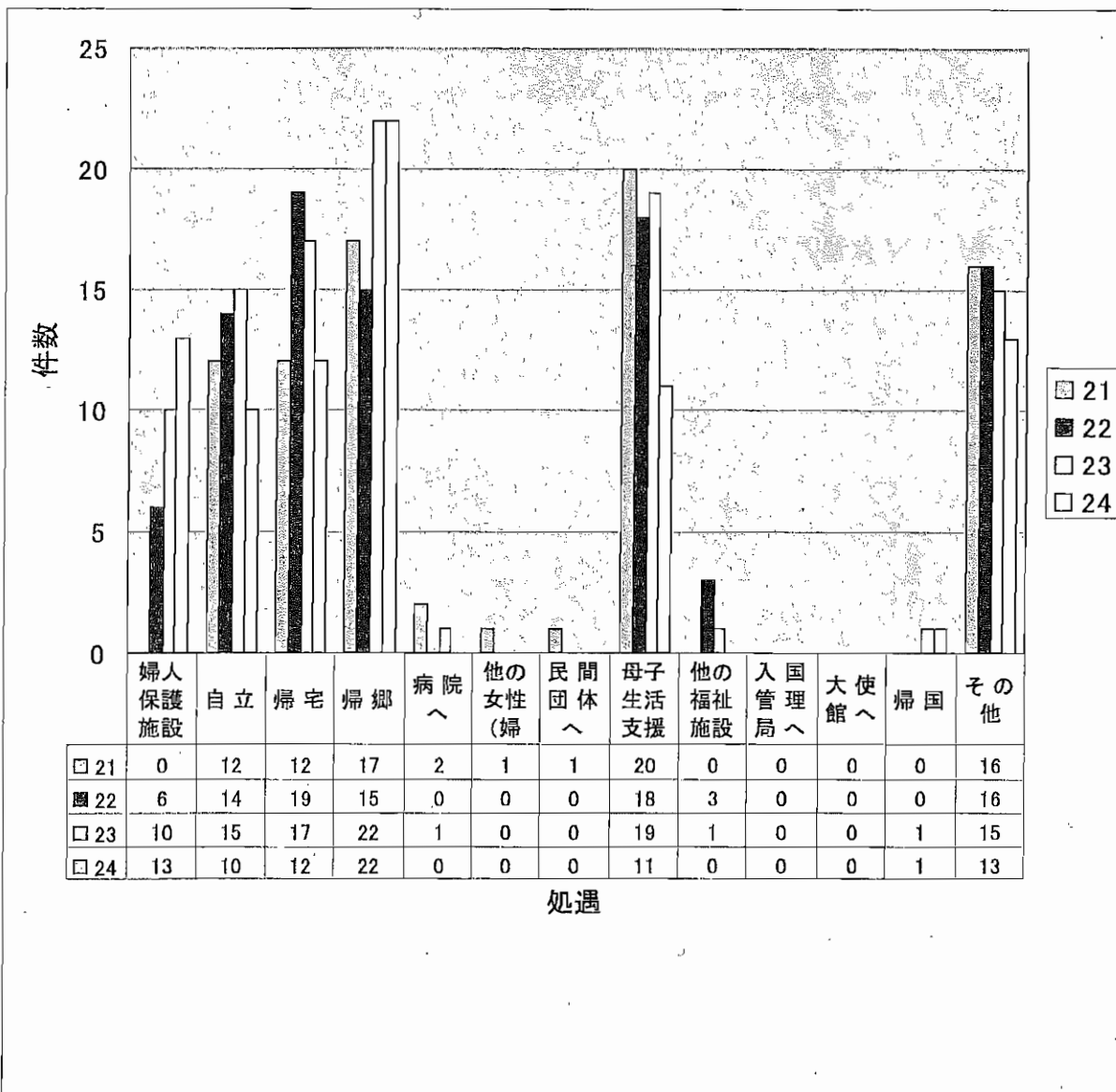
外国人女性の一時保護は、平成17年度以降平均11人にのぼり、一時保護人数に占める割合も13%を超えています。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
外国人女性の一時保護人数 (人)	14	10	11	5	11	13	15	12
一時保護に占める割合 (%)	16.6	13.8	13.2	6.2	13.5	14.3	14.9	13.6

④ 処遇別一時保護人数

母子生活支援施設への入所が例年約 20 件あり、これまでの家を離れざるを得ない母子の受け皿となっています。

	所	婦人保護施設入	自立	帰宅	帰郷	病院へ	他の女性(婦人)相談所に移送	民間団体へ	母子生活支援施設入所	他の福祉施設へ	入国管理局へ	大使館へ	帰国	その他	計
21	0	12	12	17	2	1	1	20	0	0	0	0	16	81	
22	6	14	19	15	0	0	0	18	3	0	0	0	16	91	
23	10	15	17	22	1	0	0	19	1	0	0	1	15	101	
24	13	10	12	22	0	0	0	11	0	0	0	1	13	82	





2 警察における配偶者からの暴力相談等対応状況（三重県警察本部調べ）

警察での措置状況	概 要	H20	H21	H22	H23	H24
相談受理等対応件数		392件	424件	492件	546件	548件
相談人数		359	379	454	513	507
保護命令違反検挙（件）		1	4	1	1	5
刑法犯などの検挙（件）	傷害罪等	10	11	26	22	35
防犯指導（件）	対処方法を教示	246	311	369	466	478
パトロールの強化（件）		24	18	526	570	547
加害者に対する指導警告（件）		87	73	112	171	158
他機関への連絡（件）		138	169	175	209	198
その他（件）	他機関への紹介・保護命令制度の説明等	459	483	107	135	178
計		965	1,069	1,316	1,574	1,599

## Ⅱ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

目次

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章保護命令（第十条—第二十二條）

第五章雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二補則（第二十八条の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受

けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要

## 事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努める

ものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。

以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受け

た後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであ

って、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地



(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載し

た書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令

をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関

係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第

二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。



### Ⅲ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する 基本的な方針(概要)

平成 25 年 12 月 26 日

内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号

#### 第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

##### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

##### 2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

##### 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

###### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

###### (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

#### 第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

##### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

## 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

## 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

### (1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

### (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

## 4 被害者からの相談等

### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

### (2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

### (3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

### (4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、

同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

## 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

### (1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に当たっていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

## 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

### (4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地

方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

## 7 被害者の自立の支援

### (1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

### (2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

### (3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

### (4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

### (5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

### (6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

### (7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所

等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

#### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

#### (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

### 8 保護命令制度の利用等

#### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

#### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

##### ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

##### イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

## 9 関係機関の連携協力等

### (1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

### (4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

## 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

### (1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

### (2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

## 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

## 12 教育啓発

### (1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

#### (2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

### 13 調査研究の推進等

#### (1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

#### (2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

### 14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

## 第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

### 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

#### (1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

## (2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直す必要がある。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。